

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
【本編】 Ⅲ－４－２ 「その他の付随業務」等の取扱い 銀行が法第10 条第2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。 （１）～（３） （略） （４）上記（１）から（３）に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12 条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。 ① 当該業務が法第10 条第1 項各号及び第2 項各号に掲げる業務に準ずるか。 ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。 ③ 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。 ④ 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。 <u>（新設）</u> （注 1） 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、事業用不動産の	【本編】 Ⅲ－４－２ 「その他の付随業務」等の取扱い 銀行が法第10 条第2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。 （１）～（３） （略） （４）上記（１）から（３）に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12 条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。 ① 当該業務が法第10 条第1 項各号及び第2 項各号に掲げる業務に準ずるか。 ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。 ③ 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。 ④ 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。 <u>（注 1） 銀行グループの効率的かつ合理的な業務運営を目的として、事業用不動産の賃貸等をグループ会社に対して行う場合（当該グループ会社自身が使用する場合に限る。）は、「その他の付随業務」の範疇にあると考えられる。</u> <u>なお、上記目的に照らし、銀行グループの範囲は、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－１（２）に規定する範囲に限定され、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとなっている必要があることに留意すること。</u> （注 2） 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、<u>グループ会社</u>以

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。 イ. 行内的に業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと ロ. 全行的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと ハ. 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること ニ. 賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと ※ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する（一の項目の状況のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。） （注2）リストラにより、事業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記（注1）を準用すること（ただし、ハ. のただし書及びニ. を除く。）。 <u>（新設）</u> （注3）「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかを判断する際の参考とし	<u>外の者に対し事業用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。なお、国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い賃貸等を行う場合は、地方創生や中心市街地活性化の観点から、<u>二.については要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。</u></u> イ. 行内的に業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと ロ. 全行的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと ハ. 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること ニ. 賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと ※ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する（一の項目の状況のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。） （注3）リストラにより、事業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記（注2）を準用すること（ただし、ハ. のただし書及びニ. を除く。）。 <u>なお、国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い賃貸等を行う場合は、地方創生や中心市街地活性化の観点から、<u>賃貸等の期間については、要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。</u></u> （注4）「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかを判断する際の参考とし

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
て、一般的な法令解釈に係る書面照会手続及びノーアクションレター制度における回答を参照すること（金融庁ＨＰ「法令解釈に係る照会手続（ノーアクションレター制度ほか）」）。 Ⅲ－４－７－１ 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 （１） （略） （２） 銀行の子会社が営む金融関連業務（法第16 条の２第２項第２号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）等については、以下の範囲となっているか。 ① （略） ② リース業務 不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。 ③・④・⑤ （略） （３） （略）	て、一般的な法令解釈に係る書面照会手続及びノーアクションレター制度における回答を参照すること（金融庁ＨＰ「法令解釈に係る照会手続（ノーアクションレター制度ほか）」）。 Ⅲ－４－７－１ 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 （１） （略） （２） 銀行の子会社が営む金融関連業務（法第16 条の２第２項第２号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）等については、以下の範囲となっているか。 ① （略） ② リース業務 不動産を対象としたリース契約に当たっては、<u>教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き</u>、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。 <u>（注）優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、銀行が不動産業務を営むことができないことに鑑み、実質的に不動産の売買及び賃貸の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u> ③・④・⑤ （略） （３） （略）